主 文

本件上告を棄却する。

当審における未決勾留日数中九〇日を本刑に算入する。

当審における訴訟費用は被告人の負担とする。

理 由

被告人及び弁護人三浦敏道の上告趣意(後記)は、刑訴四〇五条の上告理由に当 らない。また記録を精査しても同四――条を適用すべきものとは認められない。

よつて同四一四条三八六条一項三号、一八一条刑法第二一条により主文のとおり 決定する。この決定は、裁判官全員一致の意見である。

昭和二六年一〇月九日

最高裁判所第三小法廷

裁判官

 裁判長裁判官
 長谷川
 太一郎

 裁判官
 井上
 登

保

島